

市政報告

Ⅰ、１２月議会報告

１、１２月議会で提出された主な議案

１）１２月補正予算案

１２月補正予算案の主なものは人事委員会勧告による職員および教員の給与改定に要する費用２億３千万円余、地方創生交付金(国の補正予算１０００億円)６千万円、学校施設の改修等１５億７千万円、企業立地交付金４億７千万円などです。地方創生交付金の主な事業は、ファッションウィーク福岡推進事業２８００万円、ＭＩＣＥ(会議やイベント事業)関連事業２２００万円です。このうち企業立地交付４億７千万円は交付金受領の権利が転売されるということであり、議会で質問しました。

２）条例案

主な条例案は職員給与に関するもの、福岡市立救急診療所条例の一部を改正する条例案、福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例案、博多港港湾施設管理条例の一部を改正する条例案、福岡市モーターボート競争事業の設置に関する条例の改正案、人工島に建設が進んでいる福岡市総合体育館についての条例案などでした。

急患診療所条例の改正は現在６箇所ある急患診療所の内、博多、城南、西診療所の小児科を廃止(内科は残る)し、小児科の急患診療所は百道浜にある急患診療センター、東保健所にある東急患診療所、南保健所にある南急患診療所に統合するというものです。なお、急患診療センターの開設時間を１９時から１７時に早めるとしています。中央卸売市場条例の改正は、人工島に新青果市場を建設したこととともない遠くなる南部地区と西部地区の小売業者および生産者のために元の青果市場跡に中継所を設置するというものです。港湾施設に関する条例改正は、クルーズ船寄港に対応して観光バス駐車場を整備し料金を取るというものです。競艇事業に関する条例の改正は、競艇場でプリペイドカードが使えるよう会計を一般会計から公営企業会計に変えるものです。

これらの条例案の内、急患診療所の統廃合問題、青果市場の問題、クルーズ船客用観光バス駐車場整備について議案質疑をしました。

３）一般議案

公共施設についての指定管理者（ＮＰＯ、社会福祉法人、民間企業などに施設の管理を委託している）の指定について３５件、公営住宅の請負工事契約、サンパレスの貸し付けについて、交通事故の損害賠償裁判の提起などでした。

2、議案質疑

1) 議案第233号平成27年度福岡市一般会計補正予算案商工業振興費のうち立地交付金について

昨年度の立地交付金の交付認定事業者は当初の所有者である博多アイランドシティプロパティ特定目的会社（TMK）でした。このTMKが不動産投資ファンドである福岡リート投資法人に土地および建築物を転売する際に立地交付金を受領する権利としてこの不動産取引に加えることにし、福岡市もこのことに同意していました。

そもそも立地交付金は企業誘致のために作られています。とりわけ人工島については土地処分を進めるために「土地購入費の30%、建築物の建設の10%」という高額な交付金が交付されます。事業が確定した時点で交付決定されることになっていますが、転売を理由に交付金受領を延期し、かつ交付金を受領する権利として譲渡すること認めたことは立地交付金の趣旨に反するのではないのかということです。

次に、今回の経緯を見るとTMKは事業当初から転売を目的とした投資ファンドと考えられ、港湾局は不動産転売を目的とする投資ファンドの事業を助成したことになります。交付認定事業者以外に交付を認める、また交付期間に定めがないことは公金支出上問題ではないかということです。地方自治法第232条の2において、「普通公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができる。」となっており補助金が不動産取引の対象になることは法に違反しているのではないのかと市長の所見を求めました。

市の回答は立地交付金交付要綱では権利の承継を認めているので問題はないと居直っています。しかし、福岡市からの補助金を受ける権利が転売されることに市民として納得できるでしょうか。売れない人工島の土地処分のためにはなんでもやる姿勢が見えてきました。これは税金のバラマキです。

2) 議案第248号福岡市立急患診療所条例の一部を改正する条例案について

現在、5保健所に設置している急患診療所では、小児科と内科を併科としている医師が小児科を見ており、博多、城南、西の急患診療所は医師は一人です。医師会の申し出で、小児科と内科を併科としている医師が高齢化し少なくなっていることから急患診療所の統合を打ち出しています。しかし、急患診療所は日曜日の日勤体制であり、小児科医の勤務環境の整備や処遇改善することで、5急患診療所において内科医と小児科医の二人体制で継続するよう求めました。市は、小児科医が全国的に少ないことから難しいと答えています。

今回の診療所の統合については小児科医が少ない現状があることは理解できますが、女性の社会進出がすすむなかで核家族や近隣関係の希薄化などの様々な理由で急がない時間外診療が増えていることも課題としています。急がない患者が増えている対策として、＃8000（医療相談電話）や急患に関する医療手引きの活用、体制強化によるトリアージ（優先順位を決める作業）の実施などが必要とされており、急患診療体制強化と予算措置を求めました。

それと同時二次医療体制の強化が指摘されていますが、こども病院は二次医療機関よりも高度医療を重視する政策が打ち出されており、二次医療機関として強化するよう見直すよう求めました。

またこども病院人工島移転後の西部地区の小児科2次救急医療体制は課題となっており、高島市長はこども病院人工島移転を決めた2011年5月14日の記者会見で「地域医療の空白化を防ぐために、アクセスのよい現在地、これは現在のこども病院の跡地ないしは、現在その周辺にある病院の中に、福岡市医師会によって新たな地域医療の核となるような小児科を新設する。これがこども病院に対する私の結論でございます。」と言っています。その後、こども病院人工島移転後の西部地区の小児二次医療の空洞化対策が検討されてきた経緯がありますが、今回の西急患診療所閉鎖は西部地区の小児救急医療体制を弱体化するものです。西部地区小児二次医療体制の強化について市長の所見を求めました。

市として＃8000や手引きなどの広報の強化や体制強化の予算措置の検討することが答弁されましたが、西部小児二次医療体制については地域医療機関の連携と浜の町病院の小児科の増員で対応すると従来通りの回答でした。

3) 議案第249号福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例案について

そもそも中継所を設置することになったのは、人工島の土地処分が進まないために多くの反対を押し切り、青果市場を人工島に移転することを強行したことによるものです。福岡市は負担軽減策として施設使用料の減免などの措置を執っていますが、小売業者の負担は増え、廃業する小売業者は今後も増えると考えられます。事業者の声を無視し、地域の生活や経済に少なからず悪影響を生じさせるこの様な事業の進め方があるべきものではないと質しましたが、市長は事業者の声を受けとめて事業を進めるという従来通りの回答でした。

4) 議案第250号博多港港湾施設管理条例の一部を改正する条例案について

クルーズ客送迎用観光バス待機場整備は現状において必要であり、また使用料を取ることにについては反対ではありません。しかし、クルーズ船誘致による寄港の急増は、交通渋滞や教育現場におけるバスの手配ができない問題など様々な問題を引き起こしています。更に問題なことはクルーズ船のほとんどは中国籍であり、中国経済の先行きを見るとこのまま将来にわたりクルーズ船が増えていくとは考えられません。かつて高度成長期の日本でも農協による海外ツアーが国際的な話題になった時代があったように、一時的なブームと考えられます。クルーズ船対策としての観光バス駐車場整備は対処療法的措置であっても、将来計画が無いまま進めれば過剰投資となることは見えています。今後の状況に柔軟に対応できる整備をすべきで、埠頭地域における整備のあり方について質しました。市は今後もしばらくクルーズ船は増え、福岡市の経済にも寄与していると答えていますが、観光客誘致のための施設整備ではなく、市民にとって魅力ある都市の整備が結果として市内外からの来訪者が増えることを目指すべきです。福岡市の都市政策の見直しを求めました。

3. 一般質問

1) 生活困窮者自立支援法と子どもの貧困について

生活保護法の見直しと併せて2013年に生活困窮者自立支援法が制定されました。本市においては一昨年12月から昨年はモデル事業を実施し、今年度から本格実施されています。生活困窮者自立支援法は生活保護水準を引き下げるとともに生活保護受給を減らす水際政策ではないかという批判もありますが、格差と貧困が広がっている今日、生活困窮者が自立し尊厳を確保し、貧困の連鎖を断ち切る一助となるよう活用すべきという視点で質問しました。

生活困窮者自立支援法では必須事業と任意事業があり、必須事業である自立相談支援事業は、平成27年4月から10月までの7か月間の実績は、支援対象者が529名、支援対象者のうち就労支援を行ったのが259名、就労支援対象者のうち就労達成者が142名、他の支援機関につないだのは75名となっており、ある程度実績を上げています。もう一つの必須事業である住居確保給付金は、離職により住居を失う又はそのおそれがある方へ家賃相当額を支給する事業で、平成27年4月から10月までの7か月間の住居確保給付金の実績は、支給決定者が68名、合計支給額は7,936,800円が給付されています。

任意事業については国は地域の事情に合わせて実施して欲しいとしています。しかし、福岡市では任意事業を全て実施しているわけではありません。就労準備支援事業、就労訓練事業、家計相談支援事業は実施されていません。実施していない理由として、就労準備支援事業および家計相談事業はモデル事業実施時に利用者がいなかったこと、就労訓練事業は企業等が県の認定を受けて実施する事業であるが希望する企業等がないことを挙げています。しかし、いずれも就労や生活再建に必要な事業であり、今後実施に向けて取り組むと回答しています。

任意事業の子ども学習支援事業は、貧困の連鎖を断ち切る施策として高校および大学進学支援をすることをしています。背景には、大学卒業者の相対貧困率は7.7%、高校卒業者14.7%、高校中退者を含む中学卒業者28.2%と就学状況によって貧困状況に差があることにあります。福岡市では生活保護家庭での学習支援を行っていますが、今後生活困窮者の子どもにも広げるとしています。同時に、子どもの貧困対策には学校、地域、家庭を含めた総合的な支援が必要であり、その要となるのはスクールソーシャルワーカーです。中教審の答申もあり、国は中学校校区に一人の配置を考えています。現在福岡市では59中学校校区の内25人しか配置できていません。大学との連携でスクールソーシャルワーカーの育成する取り組みとスクールソーシャルワーカーの増員を求めました。また非正規雇用が増えており、正規社員への就職促進を求めました。

2) マンション問題について

マンションが近隣に建つということになれば、マンション建設に関して法的に問題がなくても近隣住民は工事中の交通問題、騒音、粉塵、また家屋の傾きひび割れなど生活への影響が懸念されます。完成すれば、日陰や眺望、風害などの影響が出、一方的に我慢が強いられます。事業者は社会的責任として極力近隣住民

に与える被害をなくし、近隣住民との良好な関係を作る責任があります。

いま明和地所による早良区南庄マンション建設に関する紛争が起こっています。明和地所は国立市において景観の保護が問題となったマンション建設紛争の当事者です。2度の住民との協議がなされましたが、住民によると協議をする意思がみられず市担当課に指導を求めています。しかし、福岡市の紛争予防条例は事業者の説明責任のあり方などの問題があり、住民との協議は進んでいません。そこで、東京都の条例との違いについて質問しました。

東京都の条例では知事が相当な理由を認めれば職権であつせん、調停ができます。また知事が相当な理由があると認めればあつせん又は調停のため、工事の着手の延期や工事の停止の要請をすることができます。紛争予防の有効性を確保するために、東京都のような条例に改正し、市の指導権限を強化することを求めました。

II、活動報告

1) 11月28日 玄海原発事故の避難訓練を視察

＜何のために・誰のために避難訓練をしないといけないのか！＞



11月28日に佐賀、長崎、福岡3県合同で玄海原発事故を想定した避難訓練が実施され、住民や自治体、警察、自衛隊、九電関係者など約5800人（福岡県内は約1300人）が参加しました。福岡市は玄海原発で事故が起こった場合、30キロ圏内の糸島市から9500人を受け入れることになっています。今回の福岡県の訓練では糸島市民のほか、福岡空港・博多港を経由して長崎県壱岐市からもヘリ・船舶・バスを使って福岡工業高校へ避難、また、介護施設や病院の関係者も訓練に参加しました。



私は福岡県の避難訓練のうち糸島市民がバスで避難途中に、バスおよび避難者の汚染状況をチェックし除染するスクリーニング訓練を視察しました。訓練場所は糸島ソフトリサーチパークにある社会システム実証センターで、当日は訓練ということでバスは1台しか除染できない

場所でした。作業は到着した直後にバスの汚染状況を計り（上図）、同時に避難者がバスを降車し避難者用のスクリーニング会場へ移動（下図）。その後バスは

除染による汚染水が外へ流れ出ないようにするためにシートで作ったプールに入れ、散水機で水をかけブラシで除染します。汚染水はポンプでドラム缶に貯めることになっていましたが、この日は使用した水は少量で実際にはポンプは使いませんでした。この除染作業では、バスの乗り入れでシートが破れ、汚染水が漏れるというハプニングが起きました。想定外の事態でした。

避難者は建物内で汚染状況を計ります。一人だけ手のひらが汚染されているとして除染訓練をしました。除染方法は防護服を着た職員が濡れたティッシュペーパーを手のひらに落とし、避難者がもう一方の手で外から内側に拭き取り、ティッシュペーパーはゴミ箱に捨てるというものです。捨てられたティッシュペーパーは焼却ということでした。

<避難訓練を見る限り、実際の事故に対応できるとは思えない！>

この訓練を見て、実際に事故がおこった場合にとっても対応できないのではないかと感じました。9500 人が避難してくる状況を想像したとき、もっと広い会場が必要であることに加え、バスや乗用車を除染した汚染水は大量になり、ドラム缶には収容できないと思われます。避難者のスクリーニングにも時間がかかります。報道によれば、壱岐からの避難は波が 2 メートルあり、船による避難訓練は中止、ヘリによる訓練だけで終わったそうです。また、入院患者や福祉施設の入居者の避難訓練は職員が一部代行するなど、事故が起こった状況を想像すると、本当に無事に避難ができるのかという疑問が残ります。

<原因者の九電の存在がどこにも見えない！>

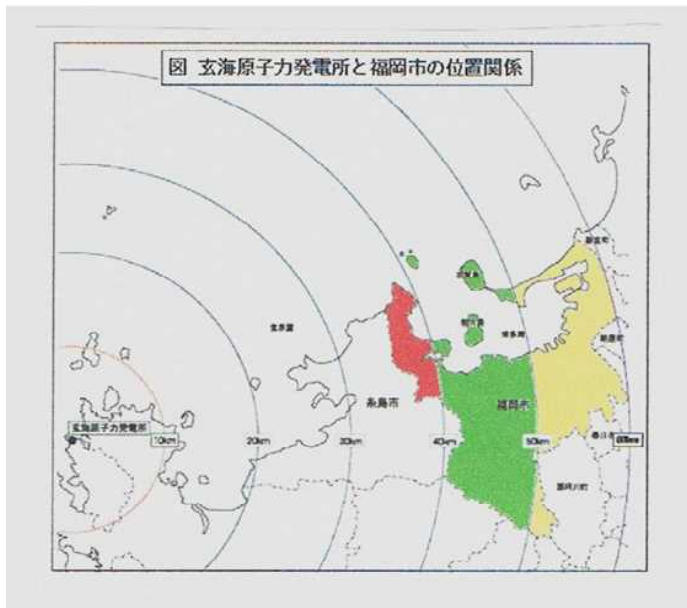
しかし、事故の当事者は九電となる訳ですが、この避難訓練では九電の存在は見えませんでした。この訓練の費用は福岡県の予算で行われましたが、原因者である九電の責任はどこにあるのか強い疑問が残ります。

私たちは原発はいらないと言っているにもかかわらず、事故の結果は一方的に私たちに押しつけられます。事故が起これば私たちの日常生活はたちまち全て奪われてしまいます。

そして、長期にわたり環境汚染と健康被害のリスクを抱え続けることになります。福島では子どもの甲状腺ガンが増え続けており、115 人が甲状腺ガンと診断されています。この責任を原因者となった九電は取ることができるのでしょうか？ 福島原発事故の現状を見ると東電も国も責任を取っているとは言えません。また失ったものを元に戻すことはできないことはチェルノブイリ原発事故、そして福島原発事故を見ても明らかです。一企業である九電のために、県の予算を使って避難訓練する理由はどこにもありません。

<事故が起これば福岡市は壊滅する… 玄海原発は廃炉に！>

福岡市は玄海原発から 37 キロから 60 キロ圏内にあります。福島原発事故で未だ帰還困難区域に指定されている飯館村は福島原発から 30 キロから 50 キロの位



置にあります。福岡市と飯館村はちょうど同じ位置関係にあり、玄海原発事故が起これば福岡市が壊滅の危機にさらされることは明らかです。このような位置関係であるにも拘わらず福岡市および福岡県は玄海原発の再稼働を認めています。おかしいと思いませんか？

北海道函館市は国および事業者の電源開発に対して、津軽海峡をはさんだ青森県大間町に建設されようとしている大間原発建設差し止めの訴訟を起こしています。函

館市は大間原発から 27 キロから 50 キロ圏内にあり、大間原発が過酷事故を起こせば函館は壊滅する、原発ができれば存立危機状態になるとしています。福岡市も玄海原発が再稼働すれば存立危機状態となります。多額の費用と、多くの人員を動員して避難訓練をしても、現実には過酷事故が起これば私たちの日常が一瞬のうちに全て奪われるリスクを受任させられる権利が誰にあるのでしょうか？ 玄海原発を廃炉にすることこそ国民の利益になります。

2、福岡市森林・林業・林産業活性化促進議員連盟木造公共建築物の視察報告

日時 平成 27 年 12 月 10 日(木)

場所 伊万里木材コンビナートおよび熊本県和水町立三加和小学校

調査の目的

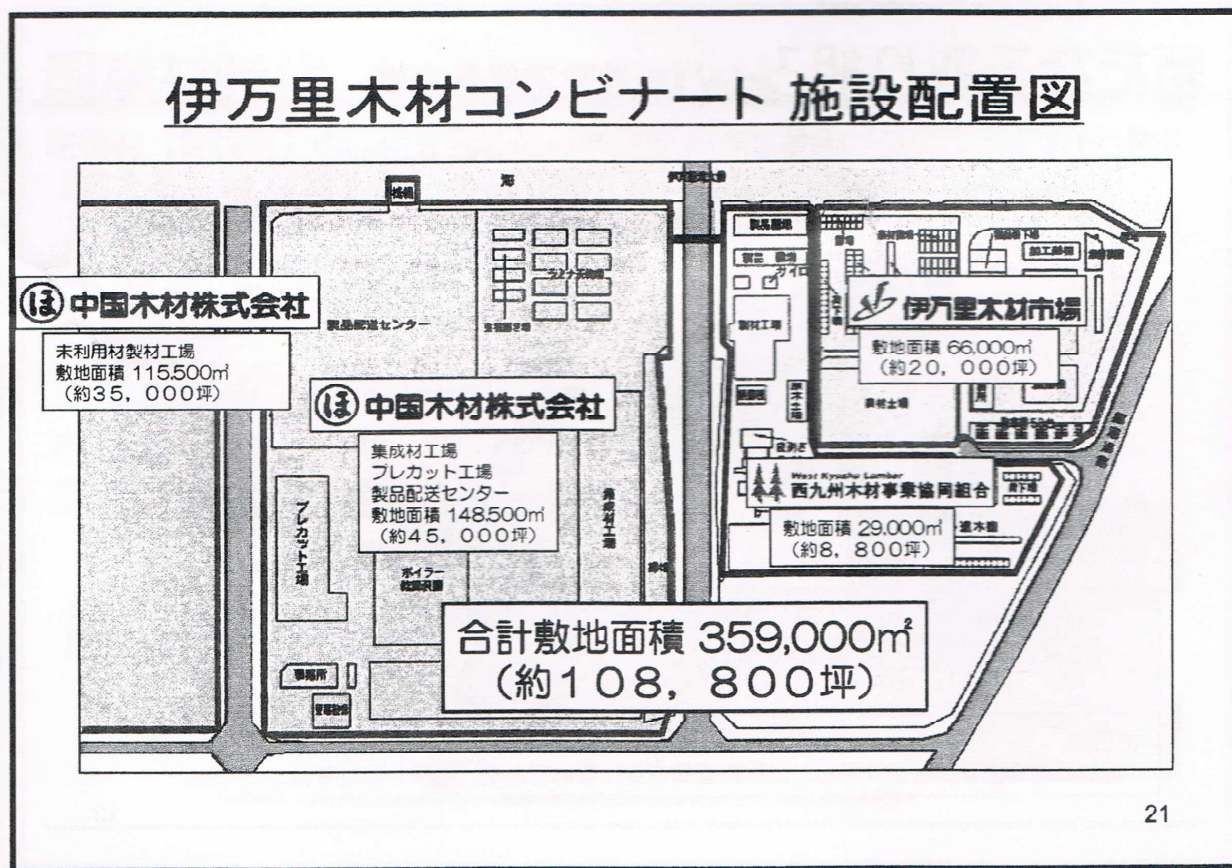
福岡市は 1 5 0 万人が住む大都市であるとともに、農業、漁業、林業の生産地でもあり、市及び市議会は今までも市内産木材の使用促進など林業の活性化の取り組みをしてきた。近年海外では集合木質建材である C L T が高層建築に使用され注目されてきた。C L T は木材の新たな市場として可能性が高いことから集積材の工場がある伊万里木材コンビナートの視察と、公共木造建築の事例として熊本県和水町立三加和小学校校舎および体育館を視察した。

1、伊万里木材コンビナート

伊万里木材コンビナートは中国木材株式会社、伊万里木材市場、西九州木材事業協同組合で構成されている。伊万里木材市場において国内産木材、現在は長崎、佐賀、福岡県産および大分県北部と熊本県北部産の木材が取り扱われている。伊万里木材市場は中国木材へ安定的に国内産木材を供給する。集められた木材は中国木材と伊万里木材市場との共同で作った西九州木材事業共同組合の工場でラミ

ナ(集積材用小角材)に製材される。ここでは 40 メートルの杉の原木で 1 日 400 m³生産する能力がある。製材工場から運ばれたラミナは中国木材の工場で集成材として製品化される。

伊万里木材コンビナートでは現在木の皮や木くずはラミナ乾燥時に使用する蒸気のボイラー燃料として使用されているが、近い将来未利用木材をチップ化し皮や木くずと併せて燃料とするバイオマス発電を始める計画である。



2、集積材の製造工程

1) ラミナの製材



木材市場



→ 西九州木材共同事業組合・原木の皮むき



製材工場への搬入



丸太を両面でカット



角材に加工後更に裁断してラミナが製造される



製造されたラミナ

2) ラミナの乾燥



天日乾燥



蒸気で蒸す室から搬出

ラミナは 3 cm の隙間を空けて天日で 3 ヶ月間乾かす。栈積みの上部には 1.2 トンの鉄板を重石して載せることでラミナのねじれや曲がりの発生をなくす。天日乾燥したものを乾燥室に 7 日間入れ、蒸気で蒸しその後温風で乾燥。その後一週間養生し集合材に加工。この工程で歪みやゆがみがでなくなる。

3) 集合材に加工



加工工場



水分と強度の測定



接着剤 2種類を配合して使用



ラミナを圧着



完成品



製品出荷倉庫

製材工場から運ばれたラミナは機械で強度と水分が検査され、仕分けされる。乾燥不足のものは再度乾燥室に戻される。次に、目視で節、割れ、丸みなどを検査し、問題があるものは不良部分をカットし、2次加工としてつなぎ合わせてラ

ミナを作る。その後強度に合わせて接着される。接着剤は材質や湿度などで 2 種類の接着剤の配合が毎日午前午後で調合される。貼り合わせは 30 分ほどの工程で圧着され、整形されて製品となる。集合材は強度があり、狂いが少ないので多用されている。

3) 所見

木材市場と製材工場および製品工場が一体となったコンビナートとして安定的に集積材の製造ができていることが理解できた。集積材利用が今後も進むと考えられることから伊万里木材コンビナートの存在は今後の国内産材利用促進に期待が持てると感じた。安定的な供給をするためには規模が必要と考えられる。

2、熊本県和水町立三加和小学校校舎見学

1) 三加和小学校の教室および体育館の見学

和水町は美川町と菊水町が平成 18 年合併してできた人口 11, 000 人の町である。児童が減していることで町内の 3 小学校を統合し、中学校敷地内に三加和小学校を整備し平成 26 年に小中連携校として開校した。新小学校建設はコンペ方式で入札を行い、1 年生から 4 年生までの教室と体育館を木造で建設。5 年生および 6 年生の教室は中学校の校舎を改装、図書室、理科教室、パソコン教室などは小中で共同利用している。木造教室および体育館の総工費は約 11 億円、木材は県北の綾杉の一般材を使用。体育館の建設は工場で骨格を組み立て現場で繋ぐ方法で建設している。廊下の手すり等は維持管理経費の問題から鉄骨または木材混合プラスチックを使用している。

木造建築物としての特徴としては、太陽熱利用している。屋根を鋼板にし、屋根裏にたまった温風を教室に循環させることで冬の暖房に利用している。しかし、夏場の温度対策の課題が残っている。また、雨水をタンクに貯めトイレの水に利用している。

2) 施設について



三加和小学校



小学校入り口



教室



廊下



体育館



体育館そばに設置されている雨水タンク

3) 所見

木造校舎は暖かみがあり、児童にとっても過ごしやすい環境と感じた。木造の欠点として湿気による黒ずみやカビなどの問題で維持管理に費用がかかるということであるがやむを得ないのではないかと考える。新建材などの化学物質による健康被害を考えると、木材が持つ木の香りがする建造物の方が健康によい。日本は森林面積が国土の 6 割を占め、森林資源の活用による環境性に優れた経済と、木造建築による優れた住環境および教育環境を生み出す可能性がある。福岡市における公共施設の木造化を進める参考になった。

報告 市議会議員 あらき龍昇

連絡先 〒814-0033 福岡市早良区有田 5 丁目 1 7 - 7

電話 092-862-8980 FAX 092-862-8985

E-mail f-lopas@hf.rim.or.jp

HP <http://www.araki-jp.com/>